

新旧対照表

現行	改正	内容
大分市建設工事の情報共有システム活用に関するQ&A	大分市建設工事の情報共有システム活用に関するQ&A	
Q 1 (略)	Q 1 (略)	
Q 2 (略)	Q 2 (略)	
Q 3 情報共有システム提供者とは？	Q 3 情報共有システム提供者とは？	
A 3 「工事施工中における受発注間の情報共有システム機能要件」(※1)を参考にシステムを開発した事業者のことで、「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」(※2)に掲載されている事業者のことで、 ※1 国土交通省 HP (http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/) ※2 国土交通省 HP (http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)	A 3 「工事施工中における受発注間の情報共有システム機能要件」(※1)を参考にシステムを開発した事業者のことで、「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」(※2) (※3)に掲載されている事業者のことで、 ※1 国土交通省 HP (http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/) ※2 国土交通省 HP (http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/) ※3 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表 (営繕工事編) (http://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html)	(追加)営繕工事について記載。
Q 4 (略)	Q 4 (略)	
Q 5 情報共有システムを利用するには費用が掛かりますか？	Q 5 情報共有システムを利用するには費用が掛かりますか？	
A 5 利用には費用が掛かります。受注者が情報共有システム提供者と契約し、利用料を支払うこととなります。具体的な費用(基本料金・月額)については、情報共有システム提供者に問い合わせください。 なお、費用については、 対象工事 (予定価格 130 万円を超える工事(一部歩掛りを除く))の 共通仮設費 (技術管理費)率分に含んでいます。	A 5 利用には費用が掛かります。受注者が情報共有システム提供者と契約し、利用料を支払うこととなります。具体的な費用(基本料金・月額)については、情報共有システム提供者に問い合わせください。 なお、費用については、 土木工事 (予定価格 130 万円を超える工事(一部歩掛りを除く)) については、共通仮設費 (技術管理費)率分に含んでいます。 営繕工事(プラント設備除く)のうち、予定価格3,000万円以上かつ発注者の指定する工事については、共通仮設費に積み上げて計上しています。	(追加)土木・営繕工事を分けて記載。
Q 6 (略)	Q 6 (略)	
Q 7 (略)	Q 7 (略)	
Q 8 (略)	Q 8 (略)	
Q 9 (略)	Q 9 (略)	
Q 10 建築工事でも情報共有システムを利用することは、可能でしょうか？	Q 10 建築工事でも情報共有システムを利用することは、可能でしょうか？	
A 10 今回の試行については、土木工事を対象としていますが、建築工事(機械・電気含む)において受注者の希望があれば、情報共有システムを利用することは可能です。 なお、 建築工事(機械・電気含む) では、共通仮設費に情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)が含まれていないため、利用する場合の費用については受注者負担となります。(情報共有システムを利用することによる契約変更は行わない。)	A 10 情報共有システムを利用することは可能です。 なお、 対象工事ではない営繕工事(プラント設備含む) では、共通仮設費に情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)が含まれていないため、利用する場合の費用については受注者負担となります。(情報共有システムを利用することによる契約変更は行わない。)	(削除・追記)営繕工事が一部対象による訂正。
Q 11 情報共有システムで処理した工事帳票等(電子データ)は、電子納品で良いですか？	Q 11 情報共有システムで処理した工事帳票等(電子データ)は、電子納品で良いですか？	
A 11 「大分市電子納品試行運用ガイドライン【工事編】」を適用する場合は、施工計画書提出時に電子納品実施の有無について監督員と協議して下さい。 なお、建築・機械・電気工事については、「大分市電子納品試行運用ガイドライン【工事編】」の適用除外となっております。	A 11 「大分市電子納品試行運用ガイドライン【工事編】」を適用する場合は、施工計画書提出時に電子納品実施の有無について監督員と協議して下さい。	(削除)適用除外の記載を削除。
Q 12 (略)	Q 12 (略)	
Q 13 (略)	Q 13 (略)	
Q 14 (略)	Q 14 (略)	
Q 15 (略)	Q 15 (略)	